

「木造計画・設計基準及び同資料」の改定について

国土交通省

- 官庁施設の営繕を行うに当たり、木造施設の設計に関する技術的な事項及び標準的な手法を定める「木造計画・設計基準及び同資料」を平成29年3月29日付けで改定。

【改定の主なポイント】

- ・ 指定建築材料及び材料強度に関する告示改正（平成28年3月）やCLTを用いた建築物の一般的な設計法に関する告示制定（平成28年4月）等を踏まえ、新たにCLTに関する規定を追加
 - ・ その他、関係法令、各種基準及び規格類との整合等
- 改定を踏まえ、各省庁や地方公共団体へ文書で周知するとともに、各種営繕部門会議や講習会等においても、説明を実施。